

青森県報

号外第十四号

令和五年
三月十七日
(金曜日)

目 次

公安委員会

- 空氣銃の年少射撃資格の認定に関する講習会の開催 (年少射撃資格者) (生活保安課) : 一
- 獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催 (初心者) (同) : 一
- 獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催 (経験者) (同) : 二
- クロスボウの取扱いに関する講習会の開催 (初心者) (同) : 三

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、空氣銃の年少射撃資格の認定を受けようとする者に対する空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十九条第一項の規定により公表する。

令和五年三月十七日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

一 講習会の日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	開 催 日 時	開 催 地 場 所

令和五年八月十日	午前九時から午後六時まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七
青森県総合社会教育センター		

二 講習科目

- 1 空氣銃の所持に関する法令
- 2 空氣銃の使用、保管等の取扱い
- 3 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、空氣銃の年少射撃資格の認定を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考查し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、獵銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者に対する獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

令和五年三月十七日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

一 講習会の日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	開 催 日 時	開 催 地 場 所

令和五年七月二日	午前九時から午後六時まで	青森市大字荒川字藤戸一十九の七 青森県総合社会教育センター
八月二十九日	午前九時から午後六時まで	八戸市大字壳市字輿遊下三 弘前市大字末広四丁目一〇の一 八戸市スポーツ研修センター

二 講習科目

- 1 猶銃及び空氣銃の所持に関する法令
- 2 猶銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猶銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猶銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考查し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猶銃又は空氣銃の許可の更新を受けようとする者に対する猶銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次とのおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

令和五年三月十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

年 月 日	講 習 時 間	開 催 日 時		講習会の日時及び場所
		開	催	
令和五年四月二十日	午後一時から午後四時まで	弘前市大字八幡町三丁目三の二 八戸市城下一丁目一六の二五	弘前市大字八幡町三丁目三の二 八戸市城下一丁目一六の二五	一
五月二十九日	午前九時から正午まで	青森市大字荒川字藤戸一十九の七 青森県総合社会教育センター	青森市大字荒川字藤戸一十九の七 青森県総合社会教育センター	
六月三日	午前九時から正午まで	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	
六月二十八日	午後一時から午後四時まで	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署	
七月七日	午前九時から正午まで	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四〇七 三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四〇七	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四〇七 三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四〇七	
七月十八日	午前九時から正午まで	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署	
八月二十三日	午前九時から正午まで	八戸市大字壳市字輿遊下三 八戸市スポーツ研修センター	八戸市大字壳市字輿遊下三 八戸市スポーツ研修センター	
九月十二日	午前九時から正午まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七	
十一月五日	午前九時から正午まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市大字末広四丁目一〇の一	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市大字末広四丁目一〇の一	
十一月二十四日	午前九時から正午まで	南浦町立南部公民館	南浦町立南部公民館	

十二月十二日 午後一時から午後 四時まで	令和六年 一月十二日	三月十四日 午前九時から午後 六時まで	二月十五日 午前九時から午後 六時まで	三月十四日 午前九時から午後 六時まで
上北郡七戸町字大沢五七の四九 七戸警察署	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	十和田市西六番町一の四一 五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署	十和田市西六番町一の四一 青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	十和田市西六番町一の四一 青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター

令和五年三月十七日 青森県公安委員会委員長 野呂知子
一 講習会の日時及び場所

開催日時	開催場所	講習時間	年月日
八戸市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター	八戸市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター	午前九時から午後 六時まで	九月五日 午前九時から午後 六時まで
青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	午前九時から午後 六時まで	十一月六日 午前九時から午後 六時まで

- 二 講習科目
- 1 猟銃及び空氣銃の所持に関する法令
 - 2 猟銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い
 - 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格
- 青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、獵銃又は空氣銃の所持の許可の更新を受けようとする者
- 四 受講手続
- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影したもの）添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
- 五 講習修了証明書の交付
- 講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

- 二 講習科目
- 1 クロスボウの所持に関する法令
 - 2 クロスボウの使用、保管等の取扱い
- 三 受講者の資格
- 青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、クロスボウの所持の許可を受けようとする者
- 四 受講手続
- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影したもの）添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

青森県公安委員会告示第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三の二第一項の規定により、クロスボウの所持の許可を受けようとする者に対するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十年政令第三十三号）第十九条の二第二項の規定により公表する。

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考查し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市東奥印刷株式会社
第二問屋町三丁目七号
販売人)

定価 每週月・水・金曜日発行
小口一枚二付十五円